第百六十二条第十七号に次のように加える。

ニ　中央卸売市場を開設する者及び中央卸売市場において卸売の業務を行う者

第百六十二条第十七号を同条第十八号とし、同条第十四号中「食料安定供給特別会計の」の下に「食糧管理勘定、業務勘定及び」を加え、同号を同条第十七号とし、同条第十三号中「食料安定供給特別会計の」の下に「食糧管理勘定、業務勘定及び」を加え、同号を同条第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分に関すること。

第百六十二条中第十二号を第十四号とし、第五号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五　地方農政局の保有する情報の安全の確保に関すること。

六　地方農政局の保有する個人情報の保護に関すること。

第百六十三条第九号中「たい肥」を「堆肥」に、「生産経営流通部」を「生産部」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第八号を第十一号とし、第四号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、同条第三号中「（酒類を除く。以下同じ。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

四　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

五　農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

第百六十三条の二及び第百六十四条を次のように改める。

（生産部の所掌事務）

第百六十三条の二　生産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農畜産物（蚕糸を含み、種苗（桑苗及び飼料作物の種苗を除く。）を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二　農作物の作付体系の合理化に関すること。

三　家畜の改良及び増殖並びに取引に関すること。

四　農地の土壌の改良に関すること。

五　草地の整備に関すること。

六　蚕病の予防に関すること。

七　農機具その他の農畜産業専用物品（飼料を除き、蚕糸業専用物品及び林業専用物品を含む。以下この号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（消費・安全部の所掌に属するもの及び経済産業省がその生産を所掌する農畜産業専用物品の生産に関することを除く。）。

八　飼料の安定供給の確保に関すること。

九　農業機械化の促進に関すること。

十　農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

十一　農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関すること。

十二　米穀を主な原料とする飲食料品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

十三　主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

十四　主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。

十五　主要食糧の輸入に係る納付金の徴収に関すること。

十六　輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

十七　農産物検査に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

（経営・事業支援部の所掌事務）

第百六十四条　経営・事業支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農業協同組合その他の農業者の協同組織の発達に関すること（農業協同組合等検査に関することを除く。）。

二　飲食料品（米穀を主な原料とするものを除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三　農畜産物、飲食料品及び油脂の流通の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

四　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関すること。

五　農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

六　農畜産物、飲食料品及び油脂についての輸出の促進に関すること。

七　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

八　農畜産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関すること。

九　種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（生産部の所掌に属するものを除く。）。

十　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること（生産部の所掌に属するものを除く。）。

十一　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。

十二　卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関すること（農業協同組合等検査に関することを除く。）。

十三　商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること（農業協同組合等検査に関することを除く。）。

十四　農業経営の改善及び安定に関すること。

十五　農業を担うべき者の確保に関すること。

十六　農業労働に関すること。

十七　農地の権利移動（転用のためのものを除く。）その他農地関係の調整に関すること。

十八　農業構造の改善に関すること。

十九　農業委員会及び都道府県農業会議に関すること。

二十　食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定及び農業経営安定勘定の経理に関すること。

二十一　食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定に属する国有財産の管理及び処分に関すること。

二十二　農畜産業の振興のための資金についての調整に関すること。

二十三　農畜産業の振興のための金融上の措置に関する助成に関すること（農業協同組合等検査に関することを除く。）。

二十四　農業信用基金協会の業務の監督に関すること（農業協同組合等検査に関することを除く。）。

二十五　農住組合の設立及び業務に関すること（交換分合に関することを除く。）。

二十六　農業倉庫に関すること。

第百六十五条第七号中「こと」の下に「（農業協同組合等検査に関することを除く。）」を加える。

第百六十七条中「農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。